大阪市生野区と株式会社macoto.creativeとの包括連携に関する協定書

大阪市生野区（以下「甲」という。）と株式会社macoto.creative（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、区民サービスの向上と大阪市生野区内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、区民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの業務に支障のない範囲において、次の事項について連携し協力する。

１．区民の終活の支援に関すること

２．区政・市政のPR、大阪の都市魅力発信に関すること

３．その他、市民サービスの向上及び地域の活性化に関すること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

３　前２項の規定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものであり、甲乙間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。

４　甲及び乙は、第１項各号に定める連携事項を実施するにあたり、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、甲又は乙が、提供した情報等に不正確や誤り等があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（協定内容の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第４条　本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第５条　甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の１か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

２　甲は、乙が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合、本協定を解除することができる。

（１）政治的行為を行なったと認められる場合

（２）法令又は公序良俗に反する活動を行なった場合

（３）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者に該当する場合

（４）その他区長が、本協定の継続が困難であると判断し、乙へ事前通知を行なった上で、乙に改善が認められない場合

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、第２条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除き、これを第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各１通を保有する。

令和６年９月１１日

甲　　大阪市生野区勝山南３丁目1番19号
　　大阪市生野区長

乙　　大阪市北区西天満１丁目２番５号
　　大阪JAビル３階
　　株式会社macoto.creative
　　代表取締役